

令和7年度「北島敬三」展作品等梱包・輸送・展示・撤去請負業務仕様書

本仕様書は、長野県立美術館（以下、「県立美術館」とする）主催の令和7年度「北島敬三」展作品等梱包・輸送・展示・撤去請負業務の範囲及び内容の概要を示すものです。

よって、受注者は仕様書に記載されていない事項であっても、状況により必要と認められる事項は、県立美術館の指示に従って実施するものとします。

- 1 業務場所 県立美術館、作家宅（県内）
- 2 業務履行期間 令和7年11月23日（日）から令和8年1月19日（月）まで
上記に加えて事前の作品梱包積込日1日
（作品梱包積込1日間、展示4日間、撤収1日間、計6日間）
- 3 業務時間 別紙2「業務処理要領」のとおり

4 業務内容

業務分掌	内容
1 作品梱包	作家宅において、展覧会出品作品の梱包及び積込を行います。
2 作品輸送	作品を安全に輸送します。（輸送区間は別紙1「業務処理要領」を参照してください）
3 展示業務	美術館職員の指示に従い、会場内に作品展示を行います。
4 撤収業務	展示会終了後に作品の撤収を行います。

5 業務従事者

- (1) 業務従事者は、全員が美術品取扱専門職員（専門講習を修了している者）であり、美術館施設における作業実績を有するものとしてください。
- (2) 業務従事者の内から、責任者を1名選任するとともに、全員の業務従事者名簿を提出してください。
- (3) 業務期間中の人員の変更は行わないでください。やむを得ず変更する場合は、「業務従事者変更」の届出を書面にて提出してください。
- (4) 業務責任者は、業務内容を的確に掌握し、他の業務従事者を指導してください。
- (5) 業務従事者の休暇又は病気等により出勤者が減少した場合は、責任をもって代替職員を確保してください。

6 業務従事者の日程

- (1) 業務従事者の従事日程は、別紙1「業務処理要領」のとおりとします。
- (2) 展覧会の運営上必要なときは、事前に協議のうえ、従事日等を変更できるものとします。

7 その他

- (1) 作品の輸送にあたっては、別紙2「長野県立美術館転移作品運搬の基準」を遵守してください。
- (2) 作品の梱包は、必要に応じて薄葉紙、クラフト紙、エアーキャップ等を用いて美術品輸送に適切な梱包を行ってください。なお、薄葉紙、クラフト紙、エアーキャップ等は、業務従事者が用意するものとします。
- (3) この仕様書に定めが無い事項については、甲乙間で協議して定めるものとします。

令和 7 年度北島敬三展
作品等梱包・輸送・展示・撤去請負業務処理要領

展示及び撤去

期日	作業時間	作業内容	作業員数
別途指示	9:00～作業終了まで	作品梱包・作品輸送	4 名
11 月 23 日（日）	9:00～作業終了まで	展示	6 名
11 月 24 日（月）	9:00～作業終了まで	展示	6 名
11 月 25 日（火）	9:00～作業終了まで	展示	4 名
11 月 26 日（水）	9:00～作業終了まで	展示	4 名
2026 年 1 月 19 日（月）	9:00～作業終了まで	撤収	6 名

注：・作業時間は移動（輸送）時間を含まず。見積時にはそれらの時間を考慮してください。

- ・輸送車について：作品＝美術品専用車（詳細な基準は別紙 2 のとおりとします）・4 t 車クラストラック 1 台とします。

長野県立美術館展示作品運搬の基準

1 美術品の輸送に当たっては、美術品専用車（美術品輸送専用トレーラー等）〔注 1〕を使用すること。

〔注 1〕美術品専用車とは、以下の条件を満たすものをいう。

- ・ 荷台に温度管理のできる空調機能を有していること。
- ・ エアーススペンション機能を有していること（リーフサスペンション不可）。
- ・ 荷台内装にウレタン材等を使用していること。
- ・ ラッシングレールを設置していること。
- ・ 消火器が設置されていること。
- ・ 運転手を含め、5～6名程度の乗車が可能であること。

※乗用車タイプの小型美術品専用車の場合のみ、エアーススペンション機能を有していないものも認める。

2 輸送等に係る従事者は、全員が美術品取扱専門職員（専門講習を修了している者）であり、美術館施設における作業実績を有するものであること。